

# 令和2年度公益財団法人船橋市医療公社事業計画書

## 第 4 1 期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 1. 沿革

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたものです。

平成24年4月からは、船橋市夜間休日急病診療所の1期目の指定管理者として、また、平成29年4月から2期目の指定管理者として引き続き管理運営を行ってまいります。

平成25年4月1日から公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

### 2. 基本方針

夜間休日急病診療所事業を実施することにより、公益性が高い事業を推進していきます。

### 3. 事業計画

#### 夜間休日急病診療所事業

夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を船橋市医師会の推薦する医療機関及び医師の協力を得て、次の事業を実施します。

- (1) 夜間休日急病診療所の管理運営
- (2) 医療安全対策委員会の定期的開催
- (3) 夜間休日急病診療所の運営にかかわる市との検討会の開催

上記事業の概要は次のとおりです。

【診療時間】

診 療 科 目	診 療 日 時
小児科	平日 20時～23時 土 18時～21時 日・祝休日・年末年始 9時～17時 18時～21時
内科（小児科を含む）・外科	毎日 21時～24時
内科（外科・小児科を含む） 若しくは外科（内科・小児科 を含む）	毎日 0時～6時

【受付時間】

診 療 科 目	診 療 日 時
小児科	平日 20時～22時30分 土 18時～20時30分 日・祝休日・年末年始 8時45分～16時30分 18時～20時30分
内科（小児科を含む）・外科	毎日 21時～24時
内科（外科・小児科を含む） 若しくは外科（内科・小児科 を含む）	毎日 0時～5時45分（原則）

【受診者見込数】

時 間 帯	受診者見込数
深夜(0時～6時)	1,530人
準夜(21時～24時)	3,470人
前準夜(18時～21時)	2,630人
平日前準夜(20時～23時)	2,420人
休日昼間(9時～17時)	4,580人
合 計	14,630人